平成27年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱(案)

平成27年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜は、この要綱の定めるところによる。

1 募集の区分

川崎市立の高等学校の募集の区分は、次表のとおりとする。

募集の区分	課程	
中学校卒業見込みの者及び中学校既卒業者に係る募集	全日制の課程	
(以下「一般募集」という。)	定時制の課程	

2 志願資格

入学を志願しようとする者(以下「志願者」という。)は、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者であって、かつ、川崎市立高等学校の通学区域に関する規則(平成12年川崎市教育委員会規則第7号)に定める通学区域(以下「学区」という。)の要件を満たす者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準じる学校又は中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。) を卒業又は 修了した者
- (2) 中学校を平成27年3月31日までに卒業する見込み、 又は修了する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則(以下「施行規則」という。)第95条各号のいずれかに該当する者
- (4) 施行規則第95条第1号又は第2号に規定する課程を平成27年3月31日までに修了する見込みの者

3 学区の確認

学区の確認に関し必要な事項は、川崎市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める。

4 募集の方法

募集は、各高等学校の各課程の学科又は部ごとに行う。

5 募集期間

募集期間は、次表のとおりとする。

世生のワハ	課程	募集	期間
募集の区分		共通選抜	定通分割選抜
一般募集	全日制の課程 定時制の課程 (二部制)	平成 27 年 1 月 28 日 (水)	
	定時制の課程 (二部制を除く)	から 同月30日 (金) まで	平成 27 年 3 月 3 日 (火) 及び 同月 4 日 (水)

6 志願

(1) 入学検定料の納付及び入学願書等の提出

志願者は、入学検定料を納付したうえ、志願先の高等学校の校長に、入学願書等を提出するものとする。

(2) 志願の範囲

志願は、募集期間を同じくするものについては、一つの高等学校の一つの学科に限る。

ただし、工業に関する学科にあっては、同じ高等学校の他の工業に関する学科に対し、第2希望として 志願することを認める。

なお、平成27年度入学者選抜における国立、公立、私立高等学校(高等専門学校を含む)合格者は、定 通分割選抜に志願することは認めない。

7 志願変更

(1) 志願変更の対象

志願の手続きを完了した者は、募集期間を同じくする他の公立高等学校が行う一般募集若しくは特別募集又は同じ高等学校の他の一般募集に志願変更することができる。

なお、専門学科をおく高等学校における前記6の(2)による希望については、志願時に第2希望の 志願をしていない場合であっても、志願変更時に志願することができる。

(2) 志願変更の期間

志願変更期間は、次表にとおりとする。

課程	志 願 変 更 の 期 間				
麻 1生	共通選抜	定通分割選抜			
全日制の課程 定時制の課程 (二部制)	平成27年2月4日(水)				
定時制の課程(二部制を除く)	から同月6日(金)	平成 27 年 3 月 5 日 (木) 及び 同月 6 日 (金)			

8 選抜の方法

- (1) 中学校の校長は、志願した者の調査書を志願先の高等学校の校長に提出するものとする。
- (2) 高等学校の校長は、中学校の校長から提出された志願者に係る書類及び後記9の選抜のための検査の結果に基づいて、教育長が別に定める方法により選抜を行う。
- (3) 長期の欠席について特別な事情を有する志願者の選抜の方法に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

9 選抜のための検査

(1) 共通選抜・定通分割選抜

全日制の課程及び定時制の課程においては、学力検査(原則として全日制は国語、社会、数学、理科及 び外国語(英語)の5教科、定時制は国語、数学及び外国語(英語)の3教科)及び面接並びに各高等学 校が必要に応じて実施する特色検査(実技検査又は自己表現検査)とする。

また、定時制の課程の志願者のうち、20歳以上の者(平成27年4月1日現在)については、作文をもって学力検査に代えることができる。

なお、特色検査を実施するにあたって、全日制の課程においては、学力検査を3教科にまで減じることができるものとする。

- (2) 海外から移住してきた者及び永住するために海外から引き揚げてきた者を保護者とする志願者の選抜のための検査の方法に関する必要な事項は、教育長が別に定める。
- (3) 障害等のある志願者の選抜のための検査の方法に関する必要な事項は、教育長が別に定める。

10 検査等の期日

選抜のための検査の期日及び合格者の発表の期日は、次表のとおりとする。

(1) 共通選抜

課程	学力検査の期日	面 接	特 色 検 査
全日制の課程 定時制の課程	平成 27 年 2月 16 日 (月)	平成 27 年 2月 17 日 (火) 及び 同月 18 日 (水) 合格発表	平成27年 2月16日(月)、同月17日(火)、 及び 同月18日(水) の 期 日
		平成 27 年 2月	27 日 (金)

(2) 定通分割選抜

課程	学力検査の期日	面 接	特 色 検 査
定時制の課程(二部制を除く)	平成 27 年 3月11日 (水)	平成 27 年 3月 12 日 (木) 合格発表	平成27年 3月12日 (木)
(一中的时代		平成 27 年 3月	

11 二次募集

教育長が必要と認める場合に、一般募集について次のとおり二次募集を行う。

(1) 志願資格

前記2に定める志願資格を有する者であって、かつ、志願時において、平成27年度入学者選抜における 国立、公立、私立高等学校(高等専門学校を含む)の合格者になっていない者とする。

(2)募集期間

募集期間は、次表のとおりとする。

区 分	課程	募 集 期 間
一般募集	全日制の課程 定時制の課程 (二部制)	平成27年3月3日(火)及び同月4日(水)
(二次募集)	定時制の課程(二部制を除く)	平成27年3月19日 (木) 及び 同月20日 (金)

(3) 志願変更

志願変更することができる課程及びその期間は、次表のとおりとする。

区分	課程	志 願 変 更 期 間
一般募集(二次募集)	全日制の課程 定時制の課程 (二部制)	平成27年3月5日(木)及び同月6日(金)
	定時制の課程(二部制を除く)	平成27年3月23日(月)

(4) 学力検査の内容

- ① 全日制の課程<u>及び定時制の課程(二部制)</u>については、国語、数学、外国語(英語)の3教科の学力検査を実施する。また、当該高等学校の校長が必要と認めるときは、面接を実施することができる。
- ② 定時制の課程(二部制を除く)については、面接を実施する。

(5) 学力検査等の期日

学力検査等の期日は、次表のとおりとする。

区 分	課程学力検査の期日		面接の期日	合格発表の期日	
一般募集	全日制の課程 定時制の課程(二部制)	平成27年 3月10日(火)	同左	平成27年 3月16日(月)	
(二次募集)	定時制の課程(二部制を除く)		平成27年 3月24日 (火)	平成 27 年 3月 26 日 (木)	

12 入学の許可

- (1) 入学の許可は、合格者に高等学校の校長が合格通知書を交付することによって行う。
- (2) 高等学校の校長は、志願又は選抜のための検査等に際して、不正行為のあった者に対しては、入学を許可しないものとし、入学の許可後に不正行為が判明した者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。

13 入学手続

- (1) 合格通知書の交付を受けた合格者は、指定された期日までに教育長が別に定める手続をしなければならない。
- (2) 高等学校の校長は、前記(1) の手続を行わなかった者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。

14 教育長への委任

この要綱に定めるもののほか、川崎市立の高等学校の入学者の募集及び選抜に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

平成27年度 神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要綱(案)の概要

No	[0 項目		共通	定通分割選抜				
1	課程		・全日制・昼間の時間など特別の時間を 有する定時制	・昼間の時間など特別の時間を 有しない定時制 (夜間部のみの定時制)	・昼間の時間など特別の時間を 有しない定時制 (夜間部のみの定時制)			
2	募集人員		募集定員の全てを募集	募集定員の8割を募集	募集定員から、共通選抜での 合格者数を差し引いた人員を募集			
3	3 志願		入学願書、面接シート等を志願先高 ※専門学科(工業科)のみ同一高等 第2希望として志願することがで	学学校の同一専門学科内の他の学科に				
		募集期間	[1月 28日(水)、29	9日(木)、30日(金)]	[3月3日(火)・4日(水)]			
		志願変更	[2月4日(水)・5	日(木)・6日(金)]	[3月5日(木)・6日(金)]			
4	選抜日程	検査日	学力検査 [2月16日(月)] 面接 [2月17日(火)・18日(水)] 特色検査 [2月16日(月)・17日(火)	•18日(水)]	学力検査 [3月11日(水)] 面接·特色検査 [3月12日(木)]			
		合格発表日	[2月 2	7日(金)]	[3月 18日(水)]			
נ	選抜 検査内容 ②学力検査(5教科 各50分) ② 回接 ②必要に応じて特色検査 [実技検査、自己表現検査] ②必要に応じて特色検査 [実技検査、自己表現検査] ②必要に応じて特色検査 [実技検査、自己表現検査] 国語、社会、数学、理科 及び外国語(英語) ただし、特色検査を実施する場合は、3教科まで減じることができる 国語、数学及び 外国語(英語)	検査内容	○面接○必要に応じて特色検査	○面接○必要に応じて特色検査	○学力検査(3教科 各30分)○面接○必要に応じて特色検査[実技検査、自己表現検査]			
o o		国語、数学及び 外国語(英語)						
		数値算出 方法	(a)(b)(c)を、各学校が定めた比率(d 合計数値 S=(調査書の評定の得	3)・面接の結果(C)をもとにし、それぞれをf・g・h)で合計数値を算出します。 点)×f+(学力検査の得点)×g+(面積 の結果を100点満点に換算し、各校の定る	 後の結果)×h			
6	選考方法	選考方法	選考方法	選考方法	特定教科 の重点化	調査書の学習記録の評定 3教科の範囲で2倍までの範囲で 学力検査 2教科の範囲で2倍までの範囲で		
		選考	第1次選考 上記で算出した数値で、募集人 第2次選考 調査書の評定を用いずに募集人		算出した数値で選考			
		川崎市立高校	適比に選名					
7	通 学	県立高校	専門学科: 県内全域(県内と 	どこからでも志願可能)				
1	区域	横須賀市立高横浜市立高校	全日制普通科・単位制定時制 国際学科・普通科専門コース	制:横浜市内全域(学区外は定員の8%」 、:横浜市内全域(学区外は30%以内) ・・理数科)・定時制(学年制): 県内全				

川崎市立高等学校における募集形態

	全日制課程				定時制課程	!	
344 to 22		A4.1.1		M4.74		募集形態	
学校名	学科		共通選抜	学科		共通選抜	定通分割選抜
	普通科		0				
川崎	家庭科に関する学科	生活科学科	0	普通科 (昼間部・夜間部)		0	
	福祉に関する学科	福祉科	0				
商業	商業に関する学科	ビジネス教養科	0	商業に関する学科 商業科(夜間部)		0	0
	工業に関する学科	情報工学科	0	- 工業に関する学科	クリエイト工学科 (夜間部)	0	0
		総合電気科	0				
川崎総合科学		電子機械科	0				
川啊秘古科子		建設工学科	0				
		デザイン科	0				
	理数に関する学科	科学科	0				
	普	通科	0				
橘	体育に関する学科	スポーツ科	0	─ 普通科 ((夜間部)	0	0
	国際に関する学科	国際科	0				
高津	高 津 普通科		0	普通科	(夜間部)	0	0

学校教育法施行規則(抜粋)

第九十五条 学校教育法第五十七条 の規定により、高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 外国において、学校教育における九年の課程を修了した者
- 二 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の 当該課程を修了した者
- 三 文部科学大臣の指定した者

学校教育法(抜粋)

第五十七条 高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業 した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、 これと同等以上の学力があると認められた者とする。

川崎市立高等学校の通学区域に関する規則(抜粋)

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市立高等学校(以下「高等学校」という。)の通学区域(以下「学区」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(学区)

- 第2条 全日制の課程及び定時制の課程のうち普通科に係る高等学校の学区は、川崎市内(以下「市内」という。)全域とする。
- 2 全日制の課程及び定時制の課程のうち普通科を除く学科に係る高等学校の学区は、神奈川県内(以下「県内」という。)全域とする。

(就学の規制)

- 第3条 全日制の課程のうち普通科へ就学しようとする者は、本人及びその保護者(本人に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう。次項において同じ。)が市内に住所を有する場合に高等学校を志願することができる。
- 2 全日制の課程のうち普通科を除く学科へ就学しようとする者は、本人及びその保護者が県内に住所を有する場合に 高等学校を志願することができる。
- 3 定時制の課程のうち普通科へ就学しようとする者は、市内に住所又は勤務地を有する場合に高等学校を志願することができる。
- 4 定時制の課程のうち普通科を除く学科へ就学しようとする者は、県内に住所又は勤務地を有する場合に高等学校を 志願することができる。

(就学の特例)

- 第4条 前条第1項及び第3項の規定にかかわらず、県内(市内を除く。以下同じ。)に住所を有するもののうち、現に在学し、又は在学していた中学校の校長の同意を得た者は、毎年度の高等学校第1学年入学者選抜(第6条の入学者選抜を除く、以下「第1学年入学者選抜」という。)の場合に限り、志願することができる。この場合において、入学を許可される者の数は、別に定める当該高等学校第1学年生徒の募集定員(第6条の入学者選抜に係るものを除く。以下「第1学年生徒の募集定員」という。)の8パーセント以内とする。
- 第5条 前条に定めるもののほか、県内に住所を有するもののうち、身体の状況により、高等学校に就学することが適当と認められる者は、第3条第1項及び第3項の規定にかかわらず、志願しようとする高等学校の校長の許可を受けて当該高等学校を志願することができる。
- 第6条 前2条に定めるもののほか、全日制の課程及び定時制の課程のうち普通科へ就学しようとする者であって、第 1学年入学者選抜により選抜された入学予定者の数が、第1学年生徒の募集定員に満たなかった高等学校について、 特に必要があると認める場合において、再度実施する第1学年入学者選抜を受けようとするものは、第3条第1項及 び第3項の規定にかかわらず、第2条第1項に定める学区以外からも志願することができる。

(入学許可の取消し)

第7条 高等学校の校長は、この規則に違反し、事実をいつわって入学の許可を受けた者に対しては、入学の許可を取消し、又は退学を命ずることができる。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、学区に関し必要な事項は教育長が定める。